

利 用 者 の た め に

I 農林業センサスの沿革

センサスとは、通常、調査対象のすべてについて調査票を用い、基本的な項目に係る調査を行うことを意味する。

これに対し、個々の調査対象に当たることなく、既存の資料及び情報を基に、市町村などが所定の様式により申告したものを積み上げ、統計を作成する方法を表式調査という。農林業統計でセンサス方式を初めて採用したのは、昭和4年に万国農事協会の提唱に沿って行った農業調査である。しかし、その調査は田畑別、自小作別耕地面積を調査しただけで農家や農業に関する全般的な調査を行ったわけではなかった。したがって、それを最初の農業センサスとはいいがたい。その意味で最初の農業センサスは、昭和13年に行われた農家一斉調査であるといえる。その後、この農家一斉調査の経験を基に、それまでの表式調査を改め、昭和16年から農林水産業基本調査要綱に基づく農業基本調査（夏期調査及び冬期調査）をセンサス方式で行うこととなった。しかし、第2次世界大戦末期にはセンサス方式の調査の実施が不可能となり、昭和19年には表式調査に逆戻りし、昭和20年には調査そのものが行われなかった。

戦後、センサス方式の調査として、農家人口調査（昭和21年）、臨時農業センサス（昭和22年。このとき初めて「センサス」という言

葉が用いられた。）及び農地統計調査（昭和24年）が実施された。昭和25年に至って国際連合食糧農業機関（FAO）が世界的規模で提唱した1950年世界農業センサスに参加し、我が国における農業センサスの基礎が固まった。その後10年ごとに世界農業センサスに参加するとともに、その中間年次に、我が国独自の農業センサスを実施することとなった。

また、林業センサスは昭和35年から農林業センサスの一環として10年ごとに実施されている。

今回の2000年世界農林業センサスは、戦後11回目の農業センサスであり、林業センサスとしては5回目である。

また、沖縄県においては琉球政府時代の昭和26年2月に第1回目の農業センサスが実施され、その後、昭和39年4月、昭和46年10月と2回実施されており、今回センサスは復帰後では1975年農業センサスから6回目、戦後では9回目の農業センサスであり、林業センサスとしては1980年世界農林業センサスから3回目となっている。

Ⅱ 2000年世界農林業センサスの概要

1 調査の目的

2000年世界農林業センサスは、我が国農林業の生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的に実施したものである。

2 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づいて行った。

3 調査の体系

調査体系は、次のとおりである。

なお、調査の企画・設計はすべて農林水産省大臣官房統計情報部で行った。

調査の種類		調査対象	調査組織	調査期日	調査方法
農業事業体調査	農家調査	農家の全数	農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員	平成12年2月1日 (沖縄県は平成11年12月1日)	調査客体の自計申告調査
	農家以外の農業事業体調査	協業経営体、会社等の全数	農林水産省－都道府県－市区町村－指導員	同 上	同 上
農業サービス事業体調査		農業サービス事業体の全数	農林水産省－地方農政局－統計情報事務所－同出張所	同 上	同 上
農業集落調査		農業集落の全数	同 上	同 上	出張所職員が農業集落の精通者に面接する聞き取り調査
林業事業体調査	林家調査	林家の全数	農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員	同 上	調査客体の自計申告調査
	林家以外の林業事業体調査	会社等の全数	農林水産省－都道府県－市区町村－指導員	同 上	同 上
林業サービス事業体等調査		林業サービス事業体等の全数	農林水産省－地方農政局－統計情報事務所－同出張所	同 上	同 上
林業地域調査		林業地域の全数	同 上	平成12年8月1日	都道府県の自計申告、出張所職員の面接聞き取り及び林野庁行政記録の活用

4 調査の対象地域の範囲

調査対象の範囲は、全国とした。

Ⅲ 用語の説明

【林業事業体調査】

1 林家

林家とは、平成12年2月1日（沖縄県にあっては、平成11年12月1日）現在の保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。

なお、今回の調査から、定義の変更を行っており、1990年世界農林業センサスまでは、保有山林面積が10a以上の世帯としていた。

(1) 農家林家とは、林家のうち、農家である世帯（調査期日現在の経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯及び経営耕地面積がこの規定に達しないか全くないものでも、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯）をいう。

(2) 非農家林家とは、林家のうち、農家以外の世帯をいう。

2 保有山林と所有山林

(1) 保有山林とは、世帯が単独で経営できる山林のことをいう。すなわち、所有山林から貸付林を除いたものに、借入林を加えたものをいう。

ア 貸付林とは、所有山林のうち山林として使用するために貸している土地のことをいう。

なお、自分の土地を他人に分収させている山林を含めた。

イ 借入林とは、山林として使用する目的で世帯が単独で借りている土地のことをいう。

なお、他人の土地に分収している山林、「ムラ」の山林や共有林などからの割地で割り替えされる山林も含めた。

(7) 分収とは、土地所有者と造林者が異なり、両方で収益を分配するものをいう。

(4) 割地とは、「ムラ」有林や共有林などの中で権利者が勝手に利用できる区域がはっきり決められている山林をいう。

「割り替えされる」とは、何年目かに利用できる区域が変更されることをいい、「割り替えされない」とは、利用できる区域が半永久的に変更されないことをいう。

(2) 所有山林とは、世帯員の誰かが、実際に所有している山林をいう。世帯員の誰かの名義になっている山林のほか、相続登記が済んでいないが、実際には相続している山林、買ったり、財産として分けてもらったが、登記が済んでいないため、他人の名義になっている山林、「ムラ」の山林や共有林などからの割地で割り替えされない山林を含めた。

3 林産物販売林家数

(1) 林産物の販売とは、保有山林から生産された林産物（用材、ほだ木用原木、特用林産物をいい、栽培きのこ類、林業用苗木などは除く。）について過去1年間の販売（自家消費に向けたものを含む。）をいう。

ア 保有山林から生産された林産物であれば、以前に採取したものを、この1年間に売っても販売とした。

イ 他人から買った立木により素材を生産し販売した場合や、他人から買った立木を転売したもの、他人の山から原木を買って生産した木炭、まき、木材チップなどの販売、その年に生産したが、時期をみて売るつもりで、まだ持っている林産物は販売に含まない。

(2) 用材とは、樹種を問わず製材用丸太、パルプ用材、合板用材、土木用材、農用材等に使われる材をいう。立木のままで販売したものと、素材で販売したものに区別した。

(3) ほだ木用原木とは、保有山林からの素材を、しいたけ、なめこなどのほだ木用の原木として販売したものをいう。

(4) 特用林産物とは、保有山林から採取した薪炭原木、竹材、樹実、樹皮、葉、樹根、たけのこ、きのこ（天然性）などをいう。

4 立木販売林家数と素材生産量

(1) 立木販売林家とは、過去1年間に保有山林から立木のまま林木を販売した林家をいう。

(2) 素材とは、立木を伐倒し、所定の長さ切断した丸太あるいは、切断した後で運搬を容易にするために四面をとった丸太（そま角）をいう。

5 主業別林家数

(1) 主業とは、世帯の生計の主なよりどころになっている仕事のことをいい、二つ以上の異なった仕事がある場合は、所得の最も

多いものを主業とした。

(2) きまった勤め先に勤務とは、一定の勤め先に恒常的に勤務したことをいう。ただし、雇用契約上、あらかじめ短期の雇用期間が明示されていたり、継続して雇うという契約がない場合はここに含めず、日雇・臨時雇とした。

また、市区町村の議員、農協等経常的收入のある場合は含めたが、経常的收入のない名誉職、非常勤役員などは除いた。

(3) 出稼ぎとは、自宅以外の場所に寝泊りし、臨時的に雇われて働いたものをいう。この場合、期間は原則的には30日以上1年未満とした。

ア 通算して1年以上にわたってよそに寝泊りし、臨時的な仕事に従事する人でも農繁期とか、その他一定の時期に家に帰り、農作業に従事したり家事を処理した場合は、ここに含めた。

イ 遠洋漁業に1航海の契約で臨時的に雇われた人は出かせぎとするが、その漁業会社に恒常的に雇われている人は、「きまった勤め先に勤務」とした。

ウ 行商などの自営業のためによそに寝泊りして働いた人は含めない。

(4) 日雇・臨時雇とは、継続的に雇うという契約がなく、日雇・臨時雇として雇われたものをいう。

ア 一定の事業所に長期間勤務していても、短期間の雇用契約で雇われた場合もここに含めた。

イ 時間単位で雇用されるパートタイマー等もここに含めた。

ウ 小遣い稼ぎ程度の学生アルバイトや、

例えば集落の道ぶしんを共同でするために出役した場合などは除いた。

- (5) 自営業の林業とは、自分が経営している山林か、他人の山から立木を買ったかを問わず、その世帯が収入を得る目的で計画的に営む育林、伐出、製薪炭、特用林産物の採取等を行ったものをいう。狩猟も便宜上ここに含めた。ただし、自給を主目的とするまき、しばの採取、副業程度の山菜の採取、趣味として行う狩猟は除いた。

6 山林の管理を他人にまかせている林家

山林の管理を他人にまかせている林家とは、保有山林のうち、林業生産のために必要な一連の保育作業（下刈り、除伐、枝打ち、つる切り、間伐等）及び山林の見回り等について、長期にわたって口頭又は文書による契約により、他人に管理をまかせているものをいう。

7 林業従事世帯員数

過去1年間に自分の家の林業やよそに雇われて林業の作業に従事した世帯員の数をいう。

8 保有山林の作業別林家数と面積

- (1) 植林とは、山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地へ苗木を植えたり、種子をまいたり、さし木したりする作業をいう。植林のための地ごしらえ、苗木運搬など一連の作業もすべて含めた。
- (2) 下刈りなどとは、林木の健全な育成のために行う下刈りと除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなど植林から間伐までの間の作業をいう。

- (3) 間伐とは、除伐後に行う作業で森林を健全に成長させるため、劣勢木、不要木など森林の一部を伐採（抜き切り）することをいう。

- (4) 主伐とは、一定の林齢に生育した立木を、用材等で販売するために行う伐採をいい、立木のまま販売したものは含まない。

9 林家以外の林業事業体

林家以外の林業事業体とは、平成12年2月1日（沖縄県にあつては、平成11年12月1日）現在の保有山林面積が1ha以上ある会社、社寺、共同、各種団体・組合、財産区、慣行共有、市区町村、地方公共団体の組合、都道府県、国及び特殊法人をいう。

今回、定義の変更を行っており、1990年世界農林業センサスまでは、保有山林面積が10a以上の事業体としていた。

例えば、会社には本社と支社と工場がある場合、これらはそれぞれ1つの事業所であるが、林家以外の林業事業体とは、この会社の支店や工場を合わせたものをいう。従って、この会社が山林を保有し、支店が管理している場合は、本店のみを林家以外の林業事業体とした。

- (1) 会社とは、会社が単独で山林をもっている場合で、株式会社、合資会社、合名会社、有限会社及び相互会社をいう。
- (2) 社寺とは、社寺として山林を持っているものをいう。住職、神官など個人所有のものは除いた。
- (3) 共同（共有）とは、2人以上の個人、会社、その他の者が山林を共同保有（山林の収穫物を配分する目的でもっているもの）

しているものをいう。

- (4) 各種団体・組合とは、森林組合、農協、林産組合、造林組合、生産組合などの組合のほか、講、青年団、消防団、婦人会、営林会、財団法人などのように、一定の目的で集まった集団が山林を持っているものをいう。なお、私立学校が山林を持っている場合についてはここに含めた。

共同との違いは、共同は、山林の収穫物を分配する目的で山林を持っているもので、団体は、その団体が山林を持っているものをいう。

- (5) 財産区とは、市区町村の一部又は2～3か町村の一部が財産として山林を持っているものをいう。

- (6) ムラ・旧市区町村とは、組、小字、字、大字、区、旧市区町村などが山林を持っているものをいい、すべて慣行共有の形態となる。

- (7) 慣行共有とは、林家以外の林業事業体のうち、社寺、共同、各種団体・組合、財産区、ムラ・旧市区町村について次の3条件のいずれか一つに該当するものをいう。

ア 山林からの収入や林産物を、「ムラ」の費用や公共の事業に使うことがある。

イ その山林は、昔からのしきたりで持っている、または利用しているあるいは利用させている。

ウ 山林の権利者になる資格に、特定の「ムラ」に住んでいるものに限るという制限がある。

- (8) 地方公共団体の組合とは、地方自治法による地方公共団体の組合をいう。普通「町村組合」ともいわれ、市区町村の事務、例

えば村有林についての事務を2つ以上の市区町村が組合を作って運営しているものをいう。

【林業サービス事業体等調査】

10 林業サービス事業体等

林業サービス事業体等とは、委託を受けて育林又は素材生産を行う事業所又は立木を購入して素材生産を行う事業所をいう。具体的には以下のものをいう。

- (1) 調査期日前1年間に委託を受けて育林を行ったもの。
- (2) 委託を受けて又は立木を購入して素材生産を行うものであって調査期日前1年間における素材生産量が50㎡以上のもの。

11 育林サービス事業体、素材生産サービス事業体、素材生産事業体

林業サービス事業体等を造林・保育の請負、素材生産の請負及び素材生産（立木買い）の事業収入割合により、次の事業体に区分した。

- (1) 育林サービス事業体とは、造林・保育の請負（林地及び林地以外への植林等による造林並びに林木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなど植林後から主伐直前までの保育作業を請負により行ったものをいう）の事業収入割合が最も多い事業体をいう。
- (2) 素材生産サービス事業体とは、素材生産の請負（立木伐採後、所定の長さに玉切り又はそま角とした用材の生産及び伐採した樹木の山林以外への搬出を請負により行ったものをいう）の事業収入割合が最も多い

事業体をいう。

- (3) 素材生産事業体とは、立木買い（立木を購入し、伐採して素材のまま販売することをいう）の事業収入割合が最も多い事業体をいう。

12 組織形態

- (1) 森林組合とは、森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき、組織された組合をいう。
- (2) 各種団体・組合とは、森林組合以外の組合、任意団体のほか、愛林組合、林業研究グループ等の団体をいう。林業公社（第3セクター）もここに含める。
- (3) 会社とは、株式会社、合資会社、合名会社、有限会社及び相互会社をいう。
- (4) 個人とは、個人で山林作業の請負を業とするものをいう。

13 活動を行っている主な地域的範囲別事業体数

活動を行っている主な地域的範囲は、投下された労働量の最も多い地域とした。

14 作業請負等面積規模別事業体数と面積

- (1) 作業請負等面積とは、過去1年間に請け負った山林作業等についての面積をいい、作業の種類別に区分した。
- (2) うち再委託に出した面積とは、作業請負等面積のうち他の林業サービス事業体等に再委託した面積をいう。

15 作業請負等実施面積規模別事業体数

作業請負等実施面積とは、作業請負等面積

のうち再委託に出したものを除いた、実際に作業を行った面積をいう。

16 作業依頼主別面積

作業依頼主別面積とは、作業請負等実施面積について作業依頼主別に区分したものをいう。

山林保有者から直接依頼されたもの（個人、国・地方公共団体等、その他）と他の林業事業体等第3者を介して山林保有者以外から依頼されたものとに分けて集計した。

17 林業作業の受託料金収入規模別事業体数

林業作業の受託料金収入とは、過去1年間における林業作業の請負（立木買いによる素材生産を含む。）料金による収入金額のことで、諸経費、人件費を差し引く前の、いわゆる粗収益のことをいう。

ただし、立木買いによる素材生産の請負料金収入は、素材売却額と立木購入額の差額とした。

なお、自家消費等への仕向があった場合は、時価で見積もり、販売金額に含めた。

18 素材生産事業体数・素材生産量・投下労働量

- (1) 素材生産量とは、過去1年間に実際に作業を行った主伐（請負、立木買い）及び間伐のうち、素材として利用した生産量をいう。
- (2) 投下労働量とは、素材生産を行うために投下した労働量（延べ人日）をいう。

19 林業従事日数別従事者数

林業サービス事業体等で過去1年のうち林業サービス事業等に従事した人についての従事日数別人数をいう。

従事日数は、1日ほぼ8時間労働として日数換算し、日数区分の実人数とした。

20 高性能林業機械利用状況別事業体数

高性能林業用機械とは、プロセッサ、フェラーバンチャ、フォワーダ、スキッド、ハーベスタ及びタローヤーダをいい、過去1年間の利用状況について保有形態別に区分した。

IV 統計表の編成

ついて、2000年世界農林業センサス結果を掲載した。本報告書に用いた全国農業地域区分は、次のとおりである。

統計表は、全国農業地域及び各都道府県に

全国農業地域区分

全国農業地域名 地方農政局名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	(北関東、南関東、東山)
北 関 東	茨城、栃木、群馬
南 関 東	埼玉、千葉、東京、神奈川
東 山	山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	(山陰、山陽)
山 陰	鳥取、島根
山 陽	岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	(北九州、南九州)
北 九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分
南 九 州	宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄
関 東 農 政 局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海 農 政 局	岐阜、愛知、三重
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

注： 東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の各地方農政局管区は、全国農業地域の区域と同じであり、中国四国農政局の管区は、全国農業地域の中国と四国の区域を合併したものである。

V 利用上の注意

2000年世界農林業センサスの変更点

2000年世界農林業センサスの実施に当たっては、調査客体の負担軽減、林業情勢の変化等を踏まえ、次に示すような変更を行った。このため、一部の調査項目において、1990年世界農林業センサスまでの結果と直接比較ができないものがあるので、データの利用に当たっては十分留意されたい。

1 林業事業体の定義及び実査対象の変更

社会経済構造の変化を踏まえ、林業事業体の定義を今日の実態にふさわしい水準に変更するとともに、調査員及び調査客体等への負担軽減を図る観点から、林業事業体調査票による実査対象の下限を引き上げた。

＜林業事業体の定義及び実査対象の下限の変更＞

		1990年		2000年
・ 定 義 -----	保有山林面積	10 a 以上	→	1 ha以上
・ 実査対象 ---	林家のうち農 家 林 家 :	10 a 以上	→	3 ha以上
	〃 非農家林家 :	1 ha以上	→	3 ha以上
	林家以外の林業事業体 :	1 ha以上	→	10ha以上

2 林業サービス事業体等調査の新設

林業従事者の高齢化、不在村山林保有者の増加に伴い、林業生産活動の外部化・サービス化が進んでいることから、これらを含めた林業生産構造全体を把握することを目的として林業サービス事業体等調査を新設した。

林業サービス事業体等調査では、素材生産及び林業に関するサービスを行う事業体のうち、委託を受けて育林若しくは素材生産を行う事業所又は立木を購入して素材生産を行う事業所を対象とした。従って、山林種苗の生産を請け負う事業所、林業作業の仲介（あっ旋）を行う事業所などは、調査の対象としていない。

なお、立木を購入して素材生産を行う事業所を対象としたのは、当該事業所が行う主伐作業量のウエイトが高いことから、作業の外部化の全体像を捉えようとしたときに、これらの事業体の主伐作業量が無視できないからである。

1 属人統計について

本書には林業事業体調査及び林業サービス事業体等調査（属人統計）の結果を掲載したが、同一事項、類似事項において林業地域調査（属地統計）との統計値の不一致が生じている。これは属人統計が林家等調査客体が所在する地域別に計上した統計、属地統計が山林等が所在する地域別に計上した統計であることによる。この点、統計利用に当たっては留意されたい。

2 統計数値について

- (1) 本報告書の数値は確定値であり、「2000年世界農林業センサス結果概要」に掲載した概数値とは若干異なる場合がある。
- (2) 面積は単位未満を四捨五入したので、計とその加算値は必ずしも一致しない。
- (3) 本書の林家以外の林業事業体調査結果には「国及び特殊法人」は含んでいない。
- (4) 本報告書で用いた記号は次のとおりである。

「0」は、単位に満たないもの。

「-」は、事実のないもの。

「x」は、被調査客体の秘密保護の観点から統計数値を公表しないもの。

3 添付CD-ROMについて

本書には、巻末に本書に掲載した統計表のファイルを収録したCD-ROMが添付してあるので、データの加工等に利用されたい。

なお、CD-ROMの利用方法については、CD-ROMに収録されている、readme.txtを参照されたい。

連絡先：農林水産省大臣官房統計情報部

構造統計課 農林業センサス統計班

電話：(03) 3502-8111 内線2647

(03) 3591-4603 (直通)



統計はあなたの暮らしに活きている